

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月29日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第24-41370-0298号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 下部工（A1橋台 A2橋台）の引渡し予定日をご教示願います。</p> <p>2. 特記仕様書 第11章 関連工事に「上部工架設設置可能時期は、令和7年4月以降」とありますが、令和7年4月1日以降、上部工着手可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 上部工着手時、河川内の護岸は、完成済みであると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 架設時のA1施工ヤードは、上部工架設図の緑枠内のヤードが確保でき、クレーンは設置可能な平らな平面で埋め戻されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 架設クレーン及び施工ヤードに敷鉄板が必要になった場合には、変更協議可能でしょうか。</p> <p>6. 鋼材手配、鋼材製作、桁製作の状況等によって工期内での完成が難しい場合は、工期延長の変更協議は可能でしょうか。</p> <p>7. 金抜き設計書一付帯工事費内訳表（頁0-0012）地覆工ーコンクリート について、膨張材入りと明示されておりますが、施工パッケージ内訳表（第0-0035号表）で計上されているコンクリート材料費は「膨張材入り」の明示がありません。地覆コンクリートは、どちらが正しいでしょうか。また、「膨張材入り」が正しい場合、積算単価をご教示願います。</p> <p>8. 採用単価表ーNo.29「F3630 フレキシブルチューブ 片ナット SUS用φ20」について採用根拠が「建P WEB」となっておりますが、同資材名の同規格の単価がありません。採用されている資材は、「フレキシブル管 SUS304 φ20 メーカー名：中大実業」と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>9. 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者を配置する事が可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>10. 「（別記3）総合評価点評価基準（標準型）※16」に、「工場製作又は架設工（据付工）に配置を予定している技術者」を評価対象とする旨、記載ありますが、工場製作時と架設工事で別の技術者を配置する事が可能である場合、（様式第6号・7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、下記のいずれでも評価されると考えて良いでしょうか。</p> <p>① 技術者A（製作経験なし）＋技術者B（架設経験あり）＝技術者Bで資料提出。 ※技術者Aの実績は問われない。</p> <p>② 技術者A（製作経験あり）＋技術者B（架設経験なし）＝技術者Aで資料提出。 ※技術者Bの経験は問われない。</p>	

11. 「監理技術者制度運用マニュアル」に記載のとおり、工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能だと考えてよろしいでしょうか。
12. 図面全28葉24の架設計画図で示される地盤形状で引き渡されると考えてよろしいでしょうか。また、架設ヤード内に敷鉄板等補強が必要な場合には協議変更は可能でしょうか。
13. 配置予定技術者について
評価基準※16で架設工（据付工）に配置を予定している技術者が評価対象技術者とあります。（様式6号、7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、架設工事に配置する技術者のみと考えるとよろしいでしょうか。
 - ① 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能と考えるとよろしいでしょうか。
 - ② 架設工以降に配置する技術者は架設工事着手時に専任が可能であれば、現在他工事に従事中でも申請可能であると考えるとよろしいでしょうか。
14. 評価基準※18. 様式9号（その2）（5）について、下フランジコンクリートは「工場製作」と「現場打ち」の両方とも含まれますでしょうか。
15. 諸々の状況等によって工期内での完成が難しい場合には、工期延長の協議変更は可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 令和7年5月末を予定しています。
2. 令和7年5月末に着手可能です。
3. 令和7年6月末を予定しています。
4. お見込みのとおりです。
5. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。
7. 施工パッケージ内訳表が正です。
附帯工事費内訳表を訂正しました。
8. お見込みのとおりです。
9. 国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアル二―二監理技術者等の設置(4)監理技術者等の途中交代のとおりです。
10. お見込みのとおりです。
11. 国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアル三監理技術者等の工事現場における専任(2)監理技術者等の専任期間のとおりです。
12. 引き渡しについては、お見込みのとおりです。
敷鉄板等については、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
13. 工場製作工又は架設工(据付工)に配置を予定している技術者が評価対象技術者です。
①②国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアル三監理技術者等の工事現場における専任(2)監理技術者等の専任期間のとおりです。
14. お見込みのとおりです。
15. 福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。